

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月18日 15時10分ごろ
発生場所	三重県伊勢市宇治山田港北東方沖 宇治山田港大湊防波堤灯台から真方位103°1,680m付近 (概位 北緯34°31.5' 東経136°46.6')
事故の概要	プレジャーボート ^{きんわ} 三和は、航行中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年3月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 三和、5トン未満（長さ6.93m）
船舶番号、船舶所有者等	235-21930三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船底に破口 のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 高潮時 伊勢市には、令和5年3月18日07時44分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、三重県津市のヨットハーバーを出航し、釣り場を移動しながら伊勢市北東岸東側沖に至り、釣りをしていた。 船長は、風が強くなってきたので、帰航を開始し、宇治山田港北東方沖にのり養殖施設（以下「本件施設」という。）があることを知っていたので本件施設のブイを見付けようとして、目視のみで見張りを行いながら本件施設寄りを航行していたところ、風浪が高くなり同ブイに気付かず、本件施設に乗り揚げた。 船長は、本船が自力で離脱するのは困難と判断し、118番通報を行い、本件施設を管理している漁業協同組合の漁船によって、友人2人と共に救助された。
分析	本船は、強風注意報が発表され、風浪により本件施設のブイが見えにくい状況において、航行中、船長が、同ブイを見付けようとして、目視のみで見張りを行いながら本件施設寄りを航行したことから、同ブイに気付かず、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、強風注意報が発表され、風浪により本件施設のブイが見えにくい状況において、本船が航行中、船長が、同ブイを見付けようとして、目視のみで見張りを行いながら本件施設寄りを航行したた

	め、同ブイに気付かず、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、目視のみならず、海上保安庁のウェブサイト（海洋状況表示システム（海しる））やレーダー、GPSプロッター等装備している航海計器も有効に使用して、のりなどの養殖施設の位置を把握し、乗り揚げないように注意して航行すること。 ・ 船長は、最新の気象情報を入手し、天候の悪化が予測される場合は、出航を控えるか、又は速やかに帰航すること。